

男女共同参画社会の実現をめざして

2022年6月発行 編集・発行：忠岡町企画人権課 電話：22-1122 FAX：22-0364

① こんな状況を、見たり聞いたり、あるいは実際に体験したことありませんか？

事例①

家事の分担について「家のことは妻の役目」と言い、何もしてくれない。

事例②

「産休は困るから……」と暗に自主退職を促された。

事例③

上司から「男が育休を取るの？」と難色を示されており、育児休暇が受理されない。

事例④

恋人が「デートでは男が奢るもの」と主張するので、仕方なく毎回お金を払っている。

これらは、男女共同参画社会の実現を妨げる事例のごく一部です。本町では、『第2次忠岡町男女共同参画計画』の3つの基本目標に基づき、施策を展開していきませんが、町の現状や国・府の動向等を踏まえ、特に対応すべき施策を「重点施策」として設定し、積極的な推進を図ります。

男女共同参画に向けた取り組みについて

基本目標1 お互いを認め合う社会づくり

重点施策：誰もが自分らしく暮らせる環境づくり

⇒ (事例①) 「男は仕事、女は家庭」という考え方は、性差による固定的な役割分担意識が根強く残っていることを表しています。性別ではなく個人の特性や能力が尊重され、活躍できる社会が求められています。

★ジェンダー平等意識を育むような啓発活動を充実させるとともに、LGBTQ+や SOGIE など性の多様性についての理解促進を進めます。



基本目標2 誰もが活躍できる社会づくり

重点施策：女性が働きやすく活躍できる環境づくり

⇒ (事例②・③) 男女共同参画は女性だけではなく、男性にとっても重要です。仕事と家庭生活を両立していくことに、性別は関係ありません。

★女性が働きやすい職場環境づくりの促進や再就職支援を行い、男性が家事・育児や介護等の家庭生活に積極的に参加できるよう啓発を行います。また、仕事と育児や介護等を両立できる環境づくりを進めます。



基本目標3 誰もが安心してすこやかに暮らせる社会づくり

重点施策：あらゆる暴力の根絶

⇒ (事例④) 暴力は身体や心を傷つけるものだけではありません。性別に関わらずパートナーのどちらか片方だけに費用負担を強いるのは、経済的な暴力にあたります。

★あらゆる世代へ「暴力は許さない」という意識啓発を一層充実させ、相談体制の充実を図ります。



本町の取り組みのひとつとして、毎年開催しております男女共同参画講座にて、昨年11月にジェンダー平等を、12月にはLGBTをテーマに講演いただきました。

この男女共同参画特集号も取り組みのうちのひとつです。

(裏面に続く)

男女共同参画を推進していく中で、作成されたシンボルマーク

○男女共同参画（内閣府男女共同参画局）

これまでのマーク“男女が手を取り合っている様子”のモチーフをもとに、ショルダーコピー“男女がともに活躍できる社会へ”を追記しています。（令和3年リニューアル）



○女性に対する暴力根絶（内閣府男女共同参画局）



女性の表情、握りしめたこぶし、クロスさせた腕により、女性に対する暴力を断固として拒絶するという強い意志を表しています。（平成13年作成）

○「ポジティブ・アクション」普及促進（厚生労働省／女性の活躍推進協議会）

頭文字のアルファベットPとaを組み合わせた女性の姿で、いきいきと活躍する未来の実現をアピールしています。（平成22年作成）



↑「きらら」

○「ワーク・ライフ・バランス」推進（内閣府男女共同参画局仕事と生活の調和推進室）



“カエル！ ジャパン”のキーワードのもと、現状を「変える」ということを、カエルのキャラクターとともに呼び掛けています。キャッチフレーズの

“ひとつ「働き方」を変えてみよう！”は「呼びかけの言葉」であると同時に、「呼びかけに応える気持ち」や「変えてみようと思う本人の内なる声」を表現しています。（平成20年作成）

○「仕事と介護を両立できる職場環境」整備促進（厚生労働省雇用環境・均等局）



↑「トモニン」

Work と Care の頭文字を組み合わせて、右手を高く上げて仕事をする人が、左手で介護の手を差し伸べている姿で、仕事と介護を両立できる環境を表しています。（平成26年作成）

これらは男女共同参画を推進する上での一例になります。住民の皆さまや事業主の皆さまの協力も不可欠ですので、できることから無理のない範囲で少しずつ取り組んでみましょう。

…相談機関のご紹介…

秘密は守られます。ひとりで悩まず、お気軽にご相談ください。

<p>★みんなの人権110番 ☎ 0570-003-110 8:30～17:15（土日祝日・年末年始除く） ★高齢者・障害者の人権あんしん相談も同ダイヤル</p>	<p>★インターネット人権相談 🌐 https://www.jinken.go.jp (24時間受付、後日回答) 外国語 10 か国語対応可能</p> 
<p>★大阪府人権相談窓口【大阪府人権協会】 ☎ 06-6581-8634 📠 06-6581-8614 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:30～17:30 ※火曜のみ夜間（20:00）まで対応 第4日曜日 9:30～17:30 ！手紙、ハガキ等・メール・面談相談あり</p>	<p>★労働相談【大阪府】 ☎ 06-6946-2600（労働） ☎ 06-6946-2601（セクハラ・女性） 月～金曜日（祝日・年末年始除く）9:00～18:00 ※木曜日のみ夜間（20:00）まで対応 ！メール・オンライン・面談・出張相談あり</p>
<p>★DV相談+ ☎ 0120-279-889（24時間受付） ※メール相談（外国語 10 か国語対応可能）あり</p>	<p>☎ 06-6210-9518（就職差別） 月～金曜日（祝日・年末年始除く）10:00～18:00 ！メール、インターネットでの相談あり</p>